

後期中等教育の拡張と変容

—戦後の「補習科」の歴史と機能—

春日裕

目次

- I 序
- II 新学制への移行と補習科
- III 後期中等教育の拡張と補習科
- IV 後期中等教育の変容と補習科
- V 補習科三つの道と教育行政
 - 1 補習科廃止の道
 - 2 補習科存続と誕生の道
 - 3 普通科専攻科の道
- VI 結

I 序

昭和 20 年 8 月、ポツダム宣言を受諾して連合国に降伏したわが国は、GHQ(General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers)の管理下におかれ、旧教育制度はいわゆる教育改革四大指令にもとづき解体された。民主主義社会にふさわしい教育原則や教育改革のあり方は、21 年に来日した第一回アメリカ教育使節団(団長 J.D.Stoddard)の調査とそれにもとづく『アメリカ教育使節団報告書』によるところが大きく、戦前とは大きく異なる民主教育が行われることとなった。しかし、占領の終了と主権の回復の後、統制と競争原理に基づく効率重視の戦前型の教育にしだいに後戻りしていくこととなった。義務教育年限は延長され、教育の機会均等は戦前のそれとは比べようもないほど実現され、量的拡大が求められた高校は今日、準義務教育ともいえる段階に達し、高等教育機関へも高校卒業者の半数が進学するまでになった。しかし、今日抱える教育問題は戦後の民主教育の理念やそれに寄せる期待や予想を大きく裏切るものであり、まさに、17 世紀クロムウェルがチャールズ一世を処刑し理想郷を建設しようと試みたにもかかわらず、それによって実現した政治は理想郷とはまったく対蹠的な恐怖政治であったというピューリタン革命を想起させるものである。

今日、教育改革が必要という認識は一般的であり、近年の一連の教育改革は“第三の教育改革”とも称され

ている。そうした中、改革の重心は義務教育後の教育に移りつつあり、後期中等教育のあり方や後期中等教育と高等教育の接続(Articulation)をめぐる問題は以前にも増して重要性を増しつつある。中等教育と高等教育の接続をめぐる問題はすでに明治 20 年代から発生しており、戦前の補習科も中等教育と高等教育の接続への対応から誕生したものであった。戦前の補習科は、誕生後まもなく正規の教育機関となり進学準備教育を担ったが、同時に国家の期待する社会的選別機能や保管機能も果たすこととなった。戦後まもなく誕生した補習科は戦前と同様な設立経緯を有しており、わが国の教育が戦前同様に統制と競争原理に基づく効率重視により行なわれてきたことを示すものの一つである。補習科の多くは、昭和 40 年代の高校入試改革とともに姿を消したが、現在も西日本の一部の地域に残っている。したがって、補習科をめぐる問題は現在の後期中等教育の問題点との共通性や連続性を有していると考えられるのである。

本稿は、そうした補習科の歴史と機能を教育制度と教育行政などとの関連から明らかにしたいと考えており、そのことは、近代教育史と現代教育史の全体的な展開構造の一定の見通しを得るものではないかと考えられる。また、前稿の『中等教育の拡張と変容 —戦前の「補習科」の歴史と機能—』と併せて、現在ドラスティックに進行中の高校教育改革にあたっての新たな知見の一つとしたいと考えている。尚、戦後の補習科と戦前の補習科は目的において共通性を有するものの、教育制度や教育法規等においては異なるため、戦後と戦前とで稿を改めた。

II 新学制への移行と補習科

戦後のわが国の教育制度は、戦時中の国民学校を戦前の小学校にあらため、義務教育としての中学校を新設し、高等学校、大学と続くいわゆる単線型の六・三・三・四制をしいた。昭和 21 年 3 月には「教育基本法」・「学校教育法」が公布され、新制の小学校及び中学校は同年 4 月より、新制の高等学校は 22 年、新制の大学は 23 年から発足した。こうした戦後教育改革進行の方向性を浦野

東洋一氏¹⁾は5つの柱に設定している。しかし、(1)複線型学校制度から単線型学校制度へ、が教育を受けるにあたって支障を来たす者や、(2)義務教育年限の延長と教育の機会均等へ、が実現されにくい状況下に置かれる学生も生まれることとなった。すなわち、戦前に中学校に入学し、学生時代の大半を動員に駆り立てられ、十分な学習環境を保証されないまま卒業を迎え、上級学校進学に当たり新制度の教育制度に対応しなければならなくなった学生たちであった。23年3月には旧制高等学校最後の入試が行われたため、新制度による大学入試に不安を抱いた学生達は旧制高校入試に向けての対応を求めた。そうした状況と強い要請に応えるかたちで、昭和18年の勅令により廃止された補習科は一時的に復活することとなった。

府立第二中学校(現立川高校)はすでに昭和21年に補習科学生の募集を行っている。同じく、熊本中学校でも22年に1年限りの臨時措置として補習科を復活させた。旧制度の学校に在籍している者に対しては、新制度への移行に伴う措置がとられたが、すでに卒業しているいわゆる浪人者に対しては何らの措置も講じられることはなかった。こうした中、復活した補習科は中学校における学びだけでなく、進学においても大きな不利益を被ることとなった旧制度下で学んだ学生達の救済機関としての役割を果たすこととなった。『熊中・熊高八十年史』には当時の補習科復活の様子が次のように記されている。

“4月26日に新聞紙上で公募すると、話はたちまち県下一円に広まり、考査を経て5月16日に入学式を行い、……かくして、帽子・着衣・カバン・下足等すべてが不揃い、ただ袖章と徽章、襟章のみが共通という中で、生徒たちが期待する通りの充実した授業が翌年3月まで続き、ほとんど全員が上級学校合格という成果をあげた。”²⁾ 府立二中、熊本中学共に補習科の定員は100人で、文理分けがなされていた。教科も両校とも似通ったもので、国語・数学・英語・理科・社会の科目が開設されているが、体育(体操)があることも共通である。府立二中の募集要領には、「一、補習科ハ上級学校入学準備ヲナスヲ目的トシ、併セテ一般教養ノ向上ヲハカル」、「一、詮衡ノ上入学ヲ許可ス」とある。³⁾と謳われている。ここでは、受験準備が第一義的であることは要領が示す通りではあるが、進学準備だけに偏重しない、という教育姿勢を伺い知ることができる。同校(昭和21年入学者)の入学者の内訳を見ると、85人中、同校及び同校定時制の出身者は僅か8名にすぎず、他の公立学校出身者が42人、私立学校や海外の中学校、軍関係及び専門学校

中退者が35人も含まれている。入学には志願票と出身学校の成績証明書が必要であり、要領にある詮衡(選考)が具体的にどのようなになされたのかの詳細は不明であるが、入学者には商業・工業・農業学校などの出身者も多く、門戸は広く開かれていたとみられる。熊本中学補習科生の入学者内訳は不明であるが、“…新聞紙上で公募…”(前掲『熊中熊高八十年史』)とあり、門戸が開かれていたことは確かである。これらの事実からも、二校ともに本校出身者のみを対象とする閉鎖的な性格のものではなく、広く門戸は開放されており、旧学制から新学制への移行に伴いその狭間にあった学生救済を行う機関としての役割を果たしたと言える。

戦後、新制高校に求められたのは、いわゆる「高校三原則」である。GHQはアメリカのハイスクールをモデルとした、小学区制・総合制・男女共学制の実施を求め、地方軍政部がその任にあたった。文部省はそうした指示に応じて、住民の意向や地域の実状に応じて実施する指導を行った。しかし、地域の実状や地方軍政部での担当者の意向にも差異があったため、小学区制を敷いたのは全国のおよそ半数であり、その後早くも昭和27年頃から多くが中学区制へまた大学区制へと移行していった。総合制についても、日米では教育環境等も大きく異なり、職業教育に対する考え方の違いもあった。そうしたことから都市部では総合制をしくことは強制されなかったし、昭和26年の「産業振興法」は総合制とは逆行する普通科と職業科の分離をすすめることとなった。そうした理由から総合制は十分な浸透をみなかった。男女共学制は西日本では比較的早くから定着したところが多かったが、北海道を除く東日本の多くの地域では定着を見なかったところも多く、男女共学が実現したのは、昭和40年代の入試改革との連動でなされたところが多かった。こうした違いは静岡県を境として東西で占領軍の管轄が別れており、教育改革に対する考え方の相違によるところが大きかったためである。そのため、現在でも東日本を中心に男女別学が相当残っており、特に女子校にその傾向が強く、平成11(1999)年度においても群馬県で9校、福島県で7校、栃木県で6校、埼玉県で6校などの女子高校(公立)が存在している。結果的には「高校三原則」は占領政策の終了とともに改組されたものが多く、徹底し得なかったと言える。しかし、新制高校制度は従来なかった高校定時制(学校教育法第44条)や通信制(同法第45条)を用意し、高校教育の門戸をより広くし、民主的な教育制度に変えた意義は大きかったと言える。また、極端な国家主義の払拭や教育行政における中央一辺

倒の行政から地方行政の役割を増大させることなどは民主的な教育制度の根本をなすものと期待されていたし、これらは、憲法に規定された“教育を受ける権利”や学校教育法の掲げる“教育の機会均等の原則”の根幹に関わるものであった。しかし、政府は、「教育委員会法(昭和23年7月15日)」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日)」により改廃し、「教育公務員特例法(昭和24年1月12日)」や「教育職員免許法(昭和24年5月31日)」などの教育関係法規をつぎつぎと誕生させた。こうしたまたたくまの戦後民主教育の根幹にかかわる変化は、“教育を受ける権利”や“教育の機会均等の原則”という理念を掲げながらもそれを実現するための手だてを失わせていくこととなった。

昭和24年、新制高校としてスタートしてまもなく補習科を設置した両国高校の高校三原則と補習科との関係は次のようなものであった。旧制中学の時代の学区は四学区制であったが、新たに十学区制がしかれることとなり、同校は墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区を通学区域とする第六学区に編制された。この制度の適用は昭和25年度からであったが、通学区域は相当広範囲に及んでいる。都市部は例外とするという小学区制の適用外の規定にもとづき学区制がしかれたものであった。総合制は多くの学校で採用された普通科と家庭科による総合制であり、男女共学制については、女子枠設定による条件付きのものであった。昭和24年の女子枠は30名で受験者もほぼ同数にのぼったが、合格者はわずかに2名で二期の合格者(疎開や復員などにより転入考査は頻繁に行われた)1名を加えても初年度は3名にとどまった。しかし、次年度は枠は設けられず、男子300名に対して女子98名が合格し、その後男女共学は一気に進んだ。⁴⁾ 24年にはPTA(名称:三高PTA)の組織も作られるなど制度上の民主化は進んだ。両国高校と同様戦前に、補習科を有していた日比谷高校(旧府立一中)、戸山高校(旧府立四中)、新宿高校(旧府立六中)、小山台高校(旧府立八中)の旧学制から新学制への移行に伴う措置や高校三原則をうけた動きは両国高校の場合とほぼ同様なものであった。新制高校教育制度が発足した翌年の24年、都立第三新制高等学校(旧府立三中、現両国高校)では戦前及び終戦直後の旧制高校最後の受験に向けた臨時措置による補習科とは性格を異にする補習科を発足させた。同校(当時都立第三中学校)は新制への移行措置のため、22年は新1年生を募集せず、2年生と3年生を都立第三中学校併設中学校の2年生と3年生に身分変更した。そして、翌23年4月の新制高校への切り替え時に、併設

中学を卒業した生徒を新制高校の1年生に、旧制都立第三中学の5年生を新制高校の2年生に移行させた。また、卒業にあたる生徒は卒業を認める一方で、残留希望者は新制高校3年生への移行を認め、移行措置を終えた。⁵⁾ 同校が補習科を発足させた理由は、こうした移行措置を受けることとなった本校の3年生及び2年生、また同様な立場に立たされることとなった他校生に対して、新制度による不利益を補い支援する機関として設置されたと考えられる。

Ⅲ 後期中等教育の拡張と補習科

戦後の移行に伴う臨時措置を除き、総合選抜制度(学校群制度)が導入されることとなった昭和42年度の直前まで補習科を有していた都立高校は6校あった。昭和24年の両国高校を筆頭に、27年に戸山高校、28年に日比谷高校、29年に新宿高校、33年に小山台高校、36年に上野高校にそれぞれ補習科が設置された。補習科を有していた都立6校はいずれも長い伝統を持ち、進学準備校としての性格も有していた。高まる進学熱を反映して、卒業生の再受験に備えるための指導を強く望む卒業生、保護者、同窓会などの声に応えるかたちで補習科は誕生し、その運営の中心はPTAや同窓会が担ってきた。そうした補習科設置の経緯を学校誌に見ることができる。戸山高校では、“当時大学進学熱が高まりをみせ、浪人も増加し始めた。しかし、予備校も少なかったので、父兄や卒業生が学校での補講を強く希望し、一方職員は教え子の進路が決まるまで責任があると考えたからである。”と記している。⁶⁾ また、青森県の弘前高校では、“学校で生徒の志望校の選定について指導助言するということも少なく、生徒の方は目標を高い所に置くため、現役合格が少ないのはやむを得ないことであった。そこで増大する浪人に対する指導を目的として函南学院(専攻科)が設立された。”と記している。⁷⁾ この二校は、地理的にも歴史的にも条件を異にするものの進学準備校としての共通性を有しており、当時の進学準備校の置かれていた一般的状況を示していると見ることができる。両校において共通に述べられていることは“浪人者の増大とそれに対する対策”である。浪人者の増大を私的な問題(個人的)としてとらえるか或いは制度的な問題(公的)としてとらえるかによって補習科に対する考え方は大きく異なることとなる。昭和20年代半ばに登場した補習科の存在は、戦後の教育大改革にもかかわらず高校と大学との接続をめぐる問題が戦前の中学校と高等学校との接続をめぐる問題と同様な問題を抱えていることを

示すものである。戦後の補習科を検証するにあたっては、教育制度や教育行政等との関連においてとらえるべきものであり、単に予備校や塾との教育内容や学習効率の側面あるいは経済的側面のみでとらえることは問題の本質を見誤るものである。

次の一覧は、『戸山高校新聞』（戸山高校発行縮刷版 1989年）、『小山台新聞』（小山台高校発行縮刷版 1984年）、『東叡新聞』（上野高校発行縮刷版 1995年）の三新聞から補習科誕生当時、予備校の学校新聞への広告掲載状況を調べたものである。

- 昭和 27 年 : 「神田予備校」(神田橋)
 「東京予備校」(水道橋)
 「代々木学院」(代々木)
 「帝都予備校」(新宿)
 「東京英語学院」(大久保)
- 昭和 28 年 : 「山手 YMCA」(新宿)
 「正修英語学校」(お茶の水)
 「神田予備校」(神田)
- 昭和 29 年 : 「山手 YMCA」(新宿)
 「駿台予備校」(四ッ谷)
 「城南予備校」(品川)
- 昭和 30 年 : 「山手 YMCA」(新宿)
 「駿台予備校」(四ッ谷)
 「城南予備校」(品川)
 「お茶の水学院」(神田)
 「神田予備校」(神田)
- 昭和 31 年 : 「早慶ゼミナール」(渋谷)
- ～40 年 「代々木ゼミナール」(千駄ヶ谷)
 「研数学館」(水道橋)
 「駿台高等予備校」(神田・四谷)
 「正修英語学校」(お茶の水)
 「東京学院」(水道橋)
 「早稲田ゼミ」(高田馬場)
 「啓成予備校」(巣鴨)
 「代々木学院」(代々木)
 「武蔵高等予備校」(巣鴨)
 「城北予備校」(市ヶ谷)
 「大塚予備校」(巣鴨)

三校の高校新聞の広告欄にみる予備校の数が予備校全体のどの位の割合を示すものかは定かではない。しかし、竹内洋氏は“明治 30 年代後半から 40 年代は予備校設立のラッシュの時代でもあった。神田区錦町や猿楽町近辺の朝は高商(一橋大学の前身)と外語(東京外国語大学の前身)の金ボタンの学生を除くほかは、こうした未知

数学生つまり予備校生の行列であった。”と記している。

⁸⁾ 戦後の復興も途につき始めた昭和 27 頃は進学熱も高まりを見せ、浪人者も増大し始めていた時期である。当然それに対応した予備校が設立されていると考えるのが自然である。昭和 20 年代後半にもし“予備校も少なく”(前掲『府立四中戸山高校百年史』)が事実であったとしても 30 年代に入ってから現在ある予備校の多くがすでに存在していたことは上記一覧が示す通りであり、青森県でも 28 年 5 月に東北高等予備校が開設されている。教育制度は戦前の複線型の袋小路といわれたものから戦後、単線型の開放的なものへ変わった。しかし、戦前の中学校から高等学校への道が戦後の高等学校から大学への道へと姿を変えただけで両機関の接続をめぐる問題が解決されたわけでないことを補習科や予備校の存在が証明している。そこには戦前と同様に進学のための手だてとしての補習教育が必要とされており、補習科はその重要な機関の一つとなっていた。そのことは、予備校の多くが誕生した後も補習科は存続しつづけたことや、30 年以降の予備校勃興期と小山台高校と上野高校に補習科が設置された時期が重なることから明らかである。また、この時期には対比としてもちいた東京や青森だけでなく、例えば、神戸高校(兵庫県)、宇都宮高校(栃木県)、藤島高校(福井県)等全国で相当数の補習科が誕生している。補習の要請を受けた学校側がその運営にあたり、いかに奮闘していたかを示す次のような記事がある。“本校では戦前の「補習科」の実績をふまえて 27 年にこの「卒業生講習会」を開設した。……以来、通常授業のあい間をぬって十数名の教員が講師となって、空いている教室を転々としながら続けてきたが、教員の負担は重く、その存続については毎年職員会議で議論された。とはいえ、その後の予備校の増加にもかかわらず、受験一辺倒のやり方とはひと味違う卒業生講習会への要望は強く、そのつど存続が決められていた。38 年からの入学定員増で、教室の確保が難しくなって廃止論が出たが、依然として強い要望が寄せられ、従来の 3 クラスを 2 クラスに減らして続けられた。……40 年から卒業生有志による会報『歯車』も発行され、読書会や夏期合宿も行われるようになった。”⁹⁾ “上原校長の思いやりで幾多の障害を排除して夜までの自習が認められたし、生徒もその愛情に応じて、教室管理、清掃も在校生の模範となったのである。……補習科は卒業生のアフターケアとして、学力補充をするとともに、人間育成の面でも力点を置き、成果をあげた。補習科の指導は在校生の指導と同じように、学習指導と生活指導を 2 本の柱とし、

生徒の自主的活動を推進した。”¹⁰⁾

補習科の教育課程及び教育内容について小山台高校を中心にみると次のようであった。小山台高校の前身は東京府立第八中学校で東京府荏原郡平塚村小山に大正11年に設立された。補習科の歴史は、昭和4年4月から昭和5年3月までの1年間とその後しばらく中断した後昭和14年4月から昭和20年3月まで継続した。(戦前の補習科は前述したように昭和18年の勅令三十六号により廃止されている。記載の誤りか或いはそのまま続けられたのか現時点では明らかにできていない)戦後については昭和33年よりはじまり昭和43年3月までつづけられ、戦後同校の補習科に学んだ生徒数は約1,400人であった。¹¹⁾戦後補習科の設置はPTAの事業としてはじめられた。PTA会長を委員長とする補習科運営委員会が経営の中心にあたり、学校側からは3名の委員が任命され、同窓会からの援助も得て運営された。経営は独立採算制がとられ三年目にして黒字経営となった。尚、生徒の納入する費用は予備校の三分の一乃至は四分の一であった。¹²⁾

表1は、各年度の一覧より調べた年度ごとのクラス数、表2は、昭和33年度の担任一覧表3は、設置初年度から5年間の授業時間数を示したものである。

表1によると同校補習科の各年度のクラス数は4が基本であったようである。表1を基本に、10年間の補習科生延べ数1,400人をクラス延べ数37で除してみるとクラス人員の平均は38人となり、クラス編成は40人が基本となっていたではなかったかと推測される。40人の4クラス編成は53人から54人の3クラス編成も可能である。当時、都立高校のクラス人員の平均は50人から55人であり、日教組や都議会においてもクラス定員の削減が叫ばれていた時代であった。表2にあるように昭和33年度の担任編成は補A組の補習科主任を除き他の3クラスの担任は本科生の担任と兼務している。クラス人員が多いことは担任の負担増につながる一方で、クラス数の多さは授業時間数の増加を招くという問題を抱えることとならざるをえない。しかし、同校補習科のクラス人員は当時としては非常に少なく押さえられていたし、その後補習科を設置した上野高校のクラス人員も40名であった。表3は授業時間数を示す資料であるが、この表からは同校補習科は三つの段階を経て教育体制が築かれていった様子を知ることができる。第一段階にあたるのは設置年度の33年度であり、授業時間数も選択科目の幅も少なく、授業は午後から行われていた。補習科はまだ本科の付随的な存在としての位置づけがされて

いたと見ることができる。第二段階にあたるのは34年度である。この年度から授業時間数も増加し、選択科目の幅も広がり、授業開始は午前になった。当時、予備校が午前部と午後部の二部制から昼間部と夜間部の二部制へと移行しつつあった時期であり、同校補習科も午後部から昼間部へ移行していこうとした時期ととらえることができる。午後部から昼間部への移行は小山台高校だけの特色ではなく、他校補習科にも同様な動きが見られた。新宿高校補習科も32年に補習方法を改善した。前年度まで午後からであった授業が一週のうち4日間は午前10時となり、午後からの授業は2日間となった。また補習科生に対する位置づけにも変化が現れている。“4月よりできるだけ本科生に準ずるように改められ、…今まで運動場に出てはいけなかったが、下駄箱を設け、運動靴にはきかえて10時授業開始の日は業間体操にも参加できるようにした。”¹³⁾小山台高校補習科が第三段階に入るのは35年度である。時間数、選択科目、授業開始時間のいずれをとっても本科生とほぼ同様なものとなり、同校補習科の教育体制が確立した。小山台高校補習科は都立6校の補習科にあつては後発組といえるが、120名から160名という大規模な補習科の教育体制を短期間のうちに作り上げたということができよう。小山台高校補習科には補習科独自の規定は見当たらないが、次のような生徒生活規定が定められていた。

〈小山台高校補習科生徒生活規定〉¹⁴⁾

- (1) 始業8時30分、1時限の授業の場合、8時20分までに登校し、講師を待つ態度を忘れぬこと。
- (2) 遅刻した場合は、その時間の入室を禁ずる。
- (3) 生活規定などは、すべて在校生に準じ、先輩として在校生のことを考えて行動すること。
- (4) 制服は、無帽とし、バッジを必ず着用する。その他は在校生の制服と同じとし、替えズボン、セーター、ジャンパーでの登校は禁止する。Yシャツは白のみを認める。(以下略)

昭和20年代後半から30年代にかけての補習科は、本校出身者が対象で、学習・進路・生活指導において継続的な指導を可能とし、経済的な側面においても予備校より優位性を保持しており、進学実績においても成果を残しつつあった。しかし、そうした中補習科は30年代後半変容を内外から迫られることとなった。

IV 後期中等教育の変容と補習科

新制高校が発足して20年近くが経過した昭和40年代には一部の高校へ志願者が集中する現象や高校間の格

差が拡大し、序列化も進行しつつあった。しかし、高校教育をめぐる問題やその所在は学校や地域により異なっていたはずである。したがって、同時期に一斉且つ一律的な入試制度改革が行われる必要性は低く、さらにそれによって問題が解決されるといったものではなかったはずである。戦後、新教育に求められたのは“教育を受ける権利”や“教育の機会均等”の実現であり、高校については40年代までは量的拡大が最大の課題であったが、すでにそれがほぼ達成されつつある地域もでてきていた。そうした量的拡大の次に求められてきたのは、等しい教育内容、教育方法や教育環境に対する要求であり、つづいて求められたのは教育の結果の均等であった。そこには戦後一貫して、平等に対する日本の教育の特性が強く作用してきたと見ることができる。東京都の学校群制度はその端的な例であったと言える。こうした日本の教育の特性について、今から20年前、木村尚三郎氏は、“日本の教育は、日本文化を反映してきわめて静的、植物的である。一人一人は大地に足をとられて身動きできない樹木のようなもので、ひたすら良いこやしと水と太陽が、ふんだんに与えられることのみを念じている。しかも同じ大地に根を下ろし、同じ日本人である以上は、誰彼の差別なく、ひとしく教育と言うよりお稽古ごとが与えられ、等しくこやしがかげられることだけが熱望されているのである。”と述べている。¹⁵⁾

昭和40年、高校への進学率は全国平均で70パーセントを超えた。“教育の機会均等”がゆきわたりつつある状況のもとでは人々はより高いものまた希少性を持ったものへと向かうこととなる。高校教育が広く普及するようになり、大学進学志向が強まるようになるといわゆる進学有名高校への集中を生むこととなった。そのため、中学校における進学指導や学習指導が過熱し、中学校教育を歪めているとの声が各方面からあがりはじめることとなった。しかし、昭和30年代後半から40年代初めにかけての東京都教育委員会(以下、「都教委」と称す)では、中学校における教育状況に問題があるととらえられており、その改善のための諸策がとられていた。したがって、直ちに大幅な高校入試改革に着手する動きは表面化しておらず、ましてやその段階では補習科廃止の動きは見られなかった。昭和41年第2回東京都議会定例会(自6月22日至7月6日)の一般質問に立った4名の議員はいずれも高校教育や高校入試問題について言及しており、その中で角田議員は、補習科に関するつぎのような質問を行っている。“一部有名校日比谷、戸山などにおいては、大学受験のために浪人組を集めて補習教育をやっており、

俗に高校四年生ともいわれ……入試教育をあおっている原因となっており、この際慎重に対策を立てるべきと思う……”これに対し、当時の東京都教育長小尾通雄は次のように答弁している。“有名高等学校に予備校的なものが存在するというご指摘でございますが、これは実は相当前から問題になっているわけで、なかなかこれがご指摘のように是正されておらぬわけでございます。しかし中学校の補習とはちょっと違い、卒業生でございますので、教師の労務提供と公共施設を使うという点だけが問題でございますけれども、中学校の補習のように在校生の教育をゆがめるという性質のものではございません。よく検討いたしまして善処したいと思います。”高校教育や高校入試に関して、小林議員は“高校の一学級生徒数が都立高校は50人から55人、私立高校は55人から70人と多すぎであり、改善の必要がある。”角田議員は“学校群は父母や生徒に不安と動揺があり、改悪の危険性が大きい。学校群は新たな格差を生む可能性がある。”藤原議員は“学校群の制度と運用はどのようになっているのか。”井上議員は“学校群は入試をめぐる問題点の解消となりうる可能性がある。”等の質問や意見が寄せられた。高校教育や入試改革による学校群の導入やその進捗状況に対し、知事東龍太郎と教育長小尾通雄の答弁は“専門家と教育者をまじえて慎重に検討中である。”にとどまった。¹⁶⁾都知事及び教育長の補習科についての考え方は、それを是とするものではないものの廃止の考えには至っていなかったことを都議会の答弁は物語っている。しかし、高校入試改革と学校群制度については、都議会定例会閉会一週間後の7月13日に都教委は、学校群導入・三教科入試・調査書重視による新しい高校入試、都立高校入学者選抜制度改善の基本方針を発表しており、都と都教委は高校入試改革をめぐる、都議会や広く都民の議論とすることを意識的に避けたのではないかと考えられるのである。

昭和40年11月19日、都教委から第一回目のいわゆる小尾通達(東京都教育長小尾通雄よりだされた通達)が出された。内容は、「入試準備教育の是正」についてであり、入試準備のためテスト中心になっている中学校教育を教師が先頭に立って正すようもとめたものである。続いて、41年2月11日に出された第二回目の小尾通達も、「学校と家庭教育の教育上の協力」をもとめたものであり、中学校においては授業の充実につとめること、家庭においては勉強の過度の負担が無きようもとめたもので、その対象は中学校教育であった。中学校教育をめぐるのは東京都のほかにも似通った事例が見られた。40

年 12 月 2 日、富山県中学校校長会は 41 年度からの県内中学校の補習指導全廃について討議し、42 年 2 月 3 日同校長会で補習全廃を決定している。また、昭和 38 年の日教組と日高教の合同教研全国集会でも中等教育における補習問題がとりあげられるようになり、40 年の全国集会進路指導分科会では補習又は補習に関する問題を取り上げた府県は 8 府県(埼玉・静岡・石川・愛知・三重・大阪・愛媛・島根)にのぼった。それ以前の高校全入を中心とする議題やレポートが姿を消し、補習問題が教員組合における中心テーマの一つとなっていた。そうした動きの中から日教組は、全国 1,000 校の小学校・中学校を抽出して教員に対するアンケートを実施し、その集約の結果として補習の効用に疑問があること、また、児童及び生徒の心身の健康に対する不安などの理由から補習の必要性が認められない旨の白書を 41 年 4 月 14 日に発表した。戦後常に対立と闘争の関係にあった文部省と日教組が補習をめぐる問題については皮肉にも意見の一致を見ることとなった。中学校におけるさまざまな教育問題の改善や是正が文部省、教育委員会、日教組により補習教育廃止で片づけられてしまうこととなった。

昭和 40 年の高校進学率は全国平均で 70 パーセントに達していたが、80 パーセントを超えていたのは東京・広島・香川の 3 都県であり、50 パーセント台の県(最高は東京都の 86.8%、最低は青森県の 54.3%)もあるなど地域的な差異は非常に大きかった。文部省は、41 年 3 月 9 日「高校入学選抜方法に関する会議」(会長三輪都知雄)の設置を決め、27 人の委員を決めて「現行選抜方法の是非、学力検査科目の種類、学区制、文部省と都道府県教育委員会の権限範囲等」に関する議題の検討に着手した。4 月の全国教育長協議会や 5 月の全国都道府県教育委員会協議会、都道府県教育長協議会においても高校入試改革について意見交換がなされ、中学校教育是正や改善問題が補習教育廃止で収束され、その後教育課題の中心は急速に高校入試改革問題に移行していくこととなった。そうした中、文部省は 41 年 7 月 18 日、全科目実施の原則を撤廃し、教科数は各都道府県教育委員会が独自に定めること及び調査書の一層重視を通告した。それより先、文部省は 40 年 12 月 23 日「教育モニター」の結果を発表している。それによると、高校入試が必要と答えたのは 9 割で、日教組の取り組みの柱となっていた全員入学を支持したのはわずか 1 割であった。また、入試についても現行の必修全科目出題を支持したのは 6 割で、特定科目出題を支持したのは 4 割であり、推薦制度については大半が反対を唱えていた。41 年に出された文部省の

新制高校における入試原則撤廃通達の一ヶ月後の 41 年 8 月にまとめられた 42 年度高校入試に関する都道府県の改善状況報告によると、新しい入試制度を求められた各教育委員会の混乱ぶりが良く表われている。まず学力検査科目では、3 教科型 6 都県、4 教科型 1 県、5 教科型 14 府県、従来と同様の 9 教科型 19 道府県、未定が 9 県であった。また、合否判定における学力検査と調査書との比重については、学力検査と調査書を同等に扱う 19 県、学力検査に重きを置く 21 道府県、調査書に重きを置く 6 都県であった。文部省は学力試験科目削減の根拠として生徒の負担軽減を謳っていたが、現状維持を支持する 6 割(前述「教育モニター」)の人々を納得させる具体的な説明や解答は示されなかったし、調査書重視についても、それが中学校教育や高校教育に及ぼす影響や変化についての十分な調査や対策が用意されたものではなかった。中学校教育の問題が補習廃止問題に収束されて、片づけられてしまったように、高校教育問題の解決も高校入試改革に収束されてしまうこととなった。目的化した高校入試改革は、文部省と日教組の対立という壁もなくなり、平等を求める日本的な教育の特性に後押しされたため、反対運動や全国的な議論に至らないまま一気にその歩みを早めることとなった。

V 補習科三つの道と教育行政

1 補習科廃止の道

昭和 20 年代の半ば以降に誕生した補習教育機関の歩んだ道は三つあった。廃止の道を歩んだものの代表には都立高校 6 校があった。東京都を中心に 40 年代初頭の教育改革の経緯をたどると、教育問題の中心が中学校から高校へと変わり、高校入試改革そして補習科廃止が文部省と都教委の手により導かれ、その改革や廃止がいかにも性急におこなわれ、しかも当事者である生徒父母はもとより学校関係者からとも遠いところで進められていったかがわかる。

〈東京都を中心とする高校教育改革の流れ〉

昭和 40 年 11 月 19 日：都教委 第一回小尾通達

〈小学校、中学校教育の是正〉

12 月 11 日：全国中学校校長会

12 月 11 日：東京都中学校校長会

〈中学校教育の受験体制改善〉

12 月 23 日：文部省 教育モニター

〈高校入試必要 9 割、9 教科支持 6 割〉

12 月 24 日：東京都区域外就学者協議会

- 〈都内23区への越境入学の実態と改善要求〉
 〈小学生の3.3%、中学生の6.9%が越境〉
- 昭和41年 2月11日：都教委 第二回小尾通達
 〈小学校、中学校教育の是正と協力〉
- 3月9日：文部省 高校入学者選抜方法に関する会議の設置
 〈現行選抜法の是非、学力検査教科の種類学区制、教委の権限〉
- 4月7日：都教委・都教組・都中学校会談
 〈中学校の補習全廃〉
- 4月11日：都立高校選抜制度改善審議会都教委より改善の諮問
 〈10学区制再検討、学校群制度導入、内申書重視、入試教科削減〉
- 4月14日：日教組 補習白書
 〈補習の必要性は認められない旨発表〉
- 5月30日：都立高校選抜制度改善審議会都教委に結論答申
 〈現行学区で学校群採用、調査書重視、入試科目は国・数・英〉
- 6月16日：都立高校長協議会 都立高校選抜制度改善審議会答申協議
 〈入試科目削減了承〉
- 6月16日：日比谷・新宿・両国・西高等の9校PTA
 〈学校群制度反対表明〉
 《反対理由》
- ・学校群は個性を伸ばす教育の本義に反する。
 - ・学校群は悪平等の典型である。
 - ・学校間の学力差は自然に育成されたものであり、行政が介入できない問題である。
- 6月22日：都教委 都立高校選抜制度改善に関する公聴会
 〈調査書重視・科目削減：賛成論多い〉〈学校群：賛否両論〉
- 6月23日：学校群反対同盟結成
- 7月13日：都教委 都立高校入学者選抜制度改善方針決定
- 7月18日：文部省 昭和42年度高校入試について通達
 〈全科目実施原則の撤回、教科は教委決定、調査書重視〉
- 7月27日：日教組 全国代表者会議
 〈11月1日より全国一斉補習廃止〉
- 8月23日：文部省 高校入試に関する都道府県の改善状況まとめる
 〈教育委員会の混乱ぶり露呈〉
- 9月28日：都教委 都立高校通学区域および学校群等に関する規定制定
- 11月16日：都教委 学校格差是正のための大幅人事異動年度末実施決定
 〈同一校10年以上勤務の少・中・高教員、7,600人の異動決定〉
- 12月17日：都教育庁 調査書の取り扱いと特記事項について通達
- 昭和42年 2月8日：都教委 校長に対し人事異動計画に協力を要望

このような一連の入試改革を経て、新制度による昭和42年度入試が実施された。しかし、内申書重視のため学力検査で優秀点をとった生徒の補欠合格が続出し、入学辞退者も増大した。新しい入試制度は一年目にして早くも破綻し、間もなく入試改革が繰り返えされていくこととなった。補習科を有していた各高校のPTAや同窓会は、学校群導入に対する反対共同声明の発表や反対同盟を結成して抵抗を示した。また、高校生も学校新聞において学校群導入反対を表明した。(例えば新宿高校『朝陽時報』第138号41年6月28日付)しかし、当時の都立高校の多くが学校群導入に大きく傾きつつある状況の中、補習科存続問題は議題として取り上げられるべき性格を有するものではなく、存続について当該学校関係者以外からの支持も得られなかった。そうした中、41年度まで補習科を有していた5校は補習科廃止に向けての共同協議を行わざるを得なくなり、協議は9月の都教委の学校群等に関する規定制定の直後に行われた。補習科は度重なる都教委の廃止勧告にもかかわらず、生徒父母の要請を受け、PTAや同窓会の運営や支援のもと学校や教師の努力により継続されてきたが、高校教育のあり方や

高校と大学とを結ぶ新たな教育制度上の解決や方途も見出さないまま、42年度を持って廃止されることとなった。昭和39年の新宿高校を含めて補習科廃止の直接的且つ最大の理由は学校群制度の導入であり、形式的には自主的ではあるが、実質的には強制力によって廃止されるに至った。

設立以来、学習指導と生活指導を二本柱として、とりわけ着実に進学実績を残しつつあった各校補習科も30年代後半内からの変容を見せはじめていた。戸山高校では39年、補習科生の条件を次のように打ち出した。“三年間で充分できなかった勉強の補習をめざす者のみ卒講(同校の補習科は「卒業生講習会」という名称が用いられていた)で、受験勉強のみに専念したいものは町の予備校へ。”というものであった。¹⁷⁾ こうした戸山高校の方針転換は、進学準備教育から補習教育本来の姿への回帰とも言えなくもないが、実際には38年度からの入学定員増により従来の3クラスを2クラスにしなければならないという学校側の事情とともに補習科に対する考え方にも変化が生じはじめてきていた。また、同じ頃上野高校でも補習科生を成績上位者のみ選抜する方針を改めた。“補習科は試験によって入科者を制限しているが、今年度は良すぎる者とわるすぎる者を削除した。特に出来の良い者は、外に出ても、つまり予備校に行っても十分やれるからである。”と述べている。¹⁸⁾ 都立6校の中にあって最後に補習科を設置した上野高校はその設置や成果について、“既に補習科のある高校に追いつくために、慎重な検討、討議の末、設置となった。”“これでわが校も一流校なみになった。”“全職員の協力による補習科の充実とともに進路成績は年々向上し、東大合格者は36年度の28名から38年度には全国11位の44名に増加した。合格者には現役生とともに補習科生がその多くを占めていた。”と述べている。¹⁹⁾ 進学実績を学校評価の大きな要素と受け止め、先発校を追いかける形でスタートした同校が戸山高校と時を同じくしてこのような方針転換をみせたことは補習科の変容を示す一つの事例である。

昭和39年は新宿高校が29年に開設した補習科を他校に先んじて廃止した年である。38年度は高校新教育課程が実施され、能研テスト(財団法人能力開発研究所が全国の高校生を対象として実施するテストで三年間の実験期間を置いた後国立大学の入試に利用する構想であった。第一回テストは昭和38年11月16日と17日に実施され、全国で約36万人が受験した。しかし、東大が能研テストは当分入試判定資料としないと発表し、多

数の大学もこれに同調した)に揺れた年であった。能研テストは、日比谷・戸山・西・新宿高校などでは受験者が非常に少なく、戸山・西高校の受験者はゼロであったようである。また、この時期はベトナム戦争、日米安全保障問題、原水爆禁止運動など高校生による政治活動が表面化していった時代でもあった。新宿高校は補習科を廃止した翌40年度より毎年1月末に実施してきた3年生の学年末テストを廃止し、目前に迫った受験に専念できる体制をしいた。同時に2年生には今までなかった特考という名称の実力テストを2月初旬に行うこととし、卒業生指導から在校生指導へとその指導体制を大きく変えた。高校進学率の高まりとそれに伴う大学進学希望者の急増、そして国立大学入試制度の先行き不透明さ、加えて高校生の政治活動への参加など高校を取り巻く状況は大きく変化しようとしていた。戸山・上野両校補習科の方針転換は、新宿高校同様、卒業生指導から在校生指導強化へと学校指導体制が転換されることに伴うものではなかったかと考えられる。30年代後半のこうした補習科の内からの変容は、学校群制度の導入が遅れたり或いは導入そのものが行われなかったとしても将来内部から瓦解していく可能性を秘めていたと言える。都立6校の補習科は、学校群制度の導入、公的施設の利用をめぐる問題、教職員の服務と報酬をめぐる問題、高まる大学進学に対応した高校内部の指導体制の変化など内外の複合的要因により廃止に至ったものであったと考えられる。全国に多く存在した補習科の廃止については、早いもの一つでは神戸高校の昭和33年、遅いもの一つとしては宇都宮高校の44年などがあり、それぞれの学校の歴史、地理的条件、社会的条件、当該県の入試制度やその変遷等比較検討すべき項目を異にしているものが多く、今後の調査と研究で明らかにしていきたい。

2 補習科存続と誕生の道

二つ目の道は存続と誕生の道である。現在、補習科を有していることが確認できている高校は香川県に7校、島根県に6校、岡山県に5校の合わせて3県延べ18校であり、三つ目の道で述べる普通科専攻科を有するのは鳥取県の4校(公立3校・私立1校)である。補習科と普通科専攻科を有する学校の所在地はいずれも西日本地域である。新制高校の発足に当たり、高校三原則がより徹底されたのは東日本より西日本地域のはずであった。現在の補習科は学校教育制度体系の中に位置するものではなく、その運営はPTAが主体となっている。そのため、各県教育委員会は管轄外のものとしているが、教育行政との関係は無視できないものである。すなわち、香川県

では補習科設置に当たり県教委に設置要望書を提出し、許可を得ており、存続には更新の手続きが必要である。岡山県では補習科に関わる教員・事務職員等の兼務願い書を提出し、許可を得る形式がとられている。補習科が西日本地域の一部に集中していることとともに行政との関わりは補習科問題を考える上で重要な問題である。香川県の補習科は高松市に2校、高松市に隣接する香川町と牟礼町にそれぞれ1校、坂出市・丸亀市・観音寺市にそれぞれ1校の計7校であり、ほぼ全県的に配置され、募集や教育、運営は基本的にはそれぞれ独立しているという特徴がある。島根県のそれは松江市に3校、大田市・出雲市・浜田市にそれぞれ1校の計6校で、県庁所在地の松江市にやや集中しているが、これは生徒数や通学問題との関係と考えられ、県の主要な都市の高校には設置されており、ほぼ全県をカバーする配置となっており、募集をはじめとして香川県に近い形態をとっている。一方、岡山県のそれは5校すべてが岡山市に存在しており、総合選抜制度(総合選抜制度は昭和28年度から平成10年度まで)の関係から設置されており、香川県と島根県のそれとは事情を異にしている。また、東京都の場合は、総合選抜制度との関連で補習科が廃止されたが、岡山県の場合は、総合選抜制度との関連により補習科を存続・誕生させてきており、東京都と岡山県とは好対照を見せている。

中学校令改正の年、明治32年に岡山県岡山中学校(現岡山朝日高校)では早くも補習科を設置した。長く続いた補習科は昭和18年の勅令により形式的には廃止されたが、名称を卒業生指導講習会と改めてそのまま継続された。²⁰⁾ 岡山県には岡山市のみに現在5つの高校に補習科が設置されているが、岡山県の補習科は総合選抜制度と一体をなすものである。昭和23年、岡山県では県立49校、公立5校、私立16校が全日制高等学校に移行し、同時に県立、市町村立、組合立定時制高校が誕生した。新制高校の発足に当たっては当然高校三原則がその方針とされ、24年2月に教育委員会内に準備委員会がおかれ、県教員組合も再編成研究委員会を設置した。当時の岡山県民事務課長スミスは“命令はしないが、当然再編は行うべきである。”²¹⁾ という方針をうちだしており、現存高校はひとまず白紙に還元したところから三原則実現の構想が始められることとなった。24年4月、県教委は高等学校編成基本方針を決定するとともに、高校再編成審議会、再編成地方審議会を発足させて具体的な編成にとりかかった。総合制については普通科と家庭科によって編成することとし、男女共学制については、

岡山第一高等学校と岡山第二女子高等学校の組み合わせ(現岡山朝日高校)と岡山第二高等学校と岡山第一女子高等学校の組み合わせ(現岡山操山高校)によってなされた。学区制については小学区制であるが同一学区内に同じ学科の高校がある場合は総合選抜を行うことが取り決められた。これにより総合選抜制をしくこととなったのは、普通科では岡山学区・吉備学区・勝英学区の3学区、商業科1学区、家庭科2学区のあわせて6学区であった。しかし、その後26年の「産業振興法」を受けて、28年には職業科が単独高校へと移行し、3校の家庭科は募集停止されたことにより岡山学区の普通科にのみ総合選抜制度が残ることとなった。当時岡山学区を構成していたのは岡山朝日高校と岡山操山高校の2校で2校選抜の時代はその後10年間に亘って続いた。高校再編成によるこの2校の誕生は男女共学制が前提となったものであり、旧男子校2校と旧女子校2校の組み合わせによってなされた。誕生当時からそれぞれの同窓会からは積極的な賛成は求められず、特に組み合わせ方については同窓会を中心に当初より根強い不満が見られた。²²⁾ 特に岡山朝日高校(旧制岡山中学校)より県教委にだされた総合選抜制度改正に関する申請(申請書は三条よりなり、自由出願を求めた)は総合選抜制度と男女共学制をも崩しかねないものであり、29年9月県教委は「岡山県立高等学校通学区域に関する規則」の第6条1項を「同一学区に同じ課程の高等学校がある場合、その入学者の決定は総合選抜制度によるものとする。但し、総合選抜制度によることが適当でないとき認められるときは、岡山県教育委員会において定める」と規則の一部を改正し、定員の5パーセントの自由出願を認めることとなった。岡山県におけるもっとも長い伝統と堅い同窓会組織をもつ同校の要求に県教委が譲歩しながらも総合選抜制度と男女共学制の堅持につとめることとなった。高校再編にあたって、岡山学区にはこうした経緯があり、できるだけ同質な教育条件と教育環境整備につとめ、それを用意することが制度維持の前提条件となっていた。38年、生徒増への対応として岡山学区に岡山大安寺高校を開校することとなり、開校と同時に補習科の必要性が求められたのは、すでに岡山朝日高校と岡山操山高校には補習科が設置されており、岡山大安寺高校にも補習科を設置することはそうした経過から当然の成り行きであった。その後、49年の岡山芳泉高校、55年の岡山一宮高校の開校に当たっても、当然補習科は用意されることとなった。高校再編当初2校ではじまった総合選抜制はその後5校に増え、平成10年度まで維持されてきたが、総合選抜制度を廃

した現在も補習科は引続き存続されることとなった。平成 11 年、学校創立 125 周年を迎えた岡山朝日高校では補習科に“楠友館”という学校の歴史にちなんだ愛称が命名され、札が掲げられた。岡山県と東京都の補習科は、設置の経緯においても存続の経緯においてもまた、廃止の経緯においてもあまりにも対照的である。また、岡山の事例と、それぞれの学校の伝統や進学状況、あるいは学区や地域性に配慮され補習科が設置されている香川県や島根県のそれとも性格を大いに異にするものである。しかし、総合選抜制度が廃止され、補習科を存続させる制度的な必然性もなくなり、補習科に対する意識や生徒の動向にも変化が現れるようになってきた。補習科は今後、存続を含めて新たな段階に入った。

3 普通科専攻科の道

第三の道は普通科専攻科(以下、「普専科」と称す)の道である。専攻科は現行の教育制度体系の中に位置するもので、学校教育法第四十八条第二項に次のように定められている。「高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする」専攻科の修業年限、教育課程及び授業時数等は教育委員会規則に則った学校管理規則や高等学校学則により定められることとなる。例えば、山梨県、茨城県、鳥取県では次のような定めがされている。

(盲学校・聾学校については対象から除外した)

○ 山梨県立高等学校学則

(昭和 36 年 3 月 31 日 教育委員会規則第四号)

第三章 第十一条 3 専攻科の修了までに修得させる各教科・科目及びその単位数はその修業年限に応じて校長が定める。

第六章 第十五条 2 専攻科に入学する資格を有する者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

これにもとづき開設されていた学校は、つぎの 2 校 2 科である。

甲府工業高校 定時制 専攻科 二年 夜間制 建築科
農林高校 全日制 専攻科 一年 農業経済科

○ 茨城県立学校管理規則

(昭和 35 年 5 月 25 日 教育委員会規則第 6 号)

第 1 章 総則 第 4 条 高等学校の修業年限

専攻科 2 年

○ 茨城県立高等学校学則

(昭和 35 年 5 月 25 日 教育委員会規則第 6 号)

第 1 章 総則 第 3 条 修業年限 専攻科 2 年

これにもとづき開設されたものは、つぎの 2 校 3 科である。

那珂湊水産高校 専攻科 遠洋漁業科、機関科

岩瀬高校 専攻科 看護科

鳥取県の鳥取東高校・米子東高校・倉吉東高校の普専科も上記山梨県や茨城県などその他都道府県と同様に、鳥取県教育委員会の定めた「設置及び運営要項」に則り設置された。最初に設置された鳥取東高校専攻科に関する設置及び運営要項、学校管理規則、通学区域に関する規定は次のようなものであった。

○ 鳥取県専攻科設置及び運営要項(昭和 33 年)

- 一 設置する学校名 鳥取東高等学校
- 二 設置課程及び修業年限 専攻科とし修業年限は一年とする
- 三 設置場所 鳥取市立川町 1 1 0 番地
- 四 開校の時期 昭和 34 年 4 月 20 日
- 五 実施教科 国語、数学、外国語、理科、社会
- 六 管理運営要項 管理運営に関しては、次のとおり措置するものとする。

(管理運営要項一、から十、までは項目・本文共に省略した)

○ 鳥取県立学校管理規則

(昭和 51 年 4 月 1 日 教育委員会規則第九号)

第三条 学校の課程、部科、学科、修業年限及び定員は別表のとおりとする。

鳥取東高等学校 課程・学科 : 専攻科

修業年限 : 1 年 収容定員 : 100 人

倉吉東高等学校 課程・学科 : 専攻科

修業年限 : 1 年 収容定員 : 100 人

米子東高等学校 課程・学科 : 専攻科

修業年限 : 1 年 収容定員 : 100 人

境水産高等学校 課程・学科 : 専攻科

水産学科 : 海洋科 2 年 収容定員 : 40 人

境水産高等学校 課程・学科 : 専攻科

水産学科 : 機関科 2 年 収容定員 : 40 人

(別表から専攻科のみ抜粋し、書式をあらためた)

第六条 2 高等学校専攻科の学期は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から八月三十一日まで

二 第二学期 九月一日から翌年三月三十一日まで

○鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則

(昭和30年1月28日 教育委員会規則第九号)

第二条 高等学校の全日制課程、定時制課程及び専攻科の学区はそれぞれ次のとおりとする。

三 専攻科 全県一区とする

(規則から専攻科に関するもののみ抜粋)

鳥取県の3校普専科(私立鳥取城北高校も昭和52年に普通科専攻科を設置しているが、設置基準等が異なるため除外した)は、このように他の都道府県のそれとまた、同じ県内の他の専攻科とも大きく性格を異にするものである。鳥取県教育委員会が、職業教育に立った専攻科とは異なる普専科を設置するに至った理由は二つあると考えられる。一つは、昭和30年代の初頭、県内の大学進学希望者の多い普通科高校での進学指導体制の確立や整備が十分でなく、県全体でおよそ毎年600人ほどの浪人者が出ていたこと。二つには、浪人は保護者の経済的な負担が大きく、本人も環境の変化等により生活管理などの困難な問題が多かった。そうした負担にもかかわらず、進学実績は芳しくなかったことである。そのため県教委は鳥取県の東・中・西部の各地区に各校ずつの普専科の設置をめざし、大学進学希望者(浪人)を支援する体制を整えようとした。当初3校同時設置をもくろんだが、予算等の都合から初年度は東部の鳥取東高校に、35年に西部の米子東高校に、36年に中部の倉吉東高校にそれぞれ普専科を設置した。その後、生徒増に対応して40年代に入り定員を増やし、教育課程の変更等により現在の教科は国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育となっている。米子東高校と倉吉東高校の普専科を比較すると、同じ目的を有するにもかかわらず、職業教育に立って資格の取得やそのための要件を満たすという性格ではないため、単位の認定や生徒心得に両者の違いが見られる。単位の認定について、米子東高校の場合、各教科の授業時数の三分の二以上の出席が要件であるが、倉吉東高校のそれは五分の四以上となっている。²³⁾一単位を32単位時間とし、4単位科目を例とした場合、前者の要出席時間数は86時間以上であるのに対し、後者のそれは103時間以上となる。両校普専科の卒業に要する単位はいずれも18単位以上であるため、最低の18単位とした時、前者の最低出席時間数は384時間となり、後者のそれは461時間となり、年間で両者の間には二単位相当以上異なる年間77時間の開きが生ずることとなる。鳥取県の普専科は、「学校管理規則」、「高等学校学則」に基づいて設置運営されており、「公立高等学校通学区域に関する規則」第二条三

により全県一区とされている。また、「高等学校学則」の第十条では終了証書について、同十一条では修了証明書についての記載がある。目的を同じくする教育機関でのこの時数の開きは大きいと言わねばならない。同一県内、同一目的、同一科の単位認定は同一であることが好ましく、その違いは特色とか個性とかとは異なるものである。生徒心得については、女子の制服を除き似通ったものである。その他、普専科の特色は、指導の柱が学習指導と生活指導を二本だてとされており、その両面において在校生の模範となるよう期待が寄せられており、規則違反や甘えが戒められていることである。それぞれ所期の目的は達成されているようではあるが、進学準備教育に特化しすぎている傾向は否めない。しかし、鳥取東高校に補習科が設置されてからすでに40年が経過しており、その間の社会状況や経済状況が大きく変化したにもかかわらず毎年定員を上回る希望があり、それを長期間に亘って支えてきたことには一定の評価が与えられるべきである。²⁴⁾そうした普専科に対して、県教育委員会では“県立専攻科は教育県鳥取が全国に誇れる独自の教育制度であり、廃止や定員削減は考えられない”²⁵⁾と述べている。今まで普専科は、戦後の高校教育改革とは無縁で存続してきており、所期の目的を達成していることも事実である。しかし、第三の教育改革といわれる今日の教育改革を推し進めるにあたっては、今までと同様に無縁でありつづけることはできないであろう。今後は教育改革との連動及び高等教育との接続の關係のなかで、その意義や存在について再考されるべき時を迎えている。

VI 結

戦後補習科は、旧学制から新学制への移行に伴う教育制度上の不連続性から不利益を被ることとなった生徒等の救済機関として復活したが、それはまさに中等教育と高等教育の制度上のギャップに対し生徒や親の要請とそれに応えようとした学校や教師によって誕生した戦前の補習科の姿と同じものであった。さらにその後、昭和20年代半ばに入り再復活した補習科の姿も高等教育機関進学に向けた戦前の進学準備教育の姿と同じものであった。戦後、民主教育にもとづく単線型新教育制度の下で補習科の復活は想定されていなかったにもかかわらず、旧制高校最後の入試や旧制度で学んだ生徒等の新制大学入試など旧制度の余波が補習科を復活させることとなった。しかし、補習科の復活も移行が終了した後は過去の遺物になるであろうと考えられていた。ところが、新学

制下でも進学準備教育の必要性が解消されたわけではなかったため、補習科は再復活することとなった。そうした戦後の補習科が戦前のそれと大きく異なるのは、新学制下において正規的教育機関としては認められないまま存在し、50年近くが経過してきたことと、補習科生が本校出身者に限られるという閉鎖的な性格を有していたことである。新学制下で補習科が戦前のようなかたちで認められてこなかったのにはいくつかの理由が考えられる。一つには、戦後、諸外国にも例を見ないほどの単線型教育制度がしかれることとなり、制度維持と教育統制に教育行政の重点が置かれてきたこと。二つには、高校教育に求められたのは量的拡大であったが、量的拡大と平等とは密接不可分であったこと。三つには、急速な進学率の上昇は、教育における画一化を推し進め、無個性であることが高校(公立高校)の特色となったことである。閉鎖的な性格については、補習科が正規な教育機関でなかったために有さざるを得なかった性格であり、閉鎖的であったがゆえにそこでは、生徒や親は学校や教師に対する期待や依存を強め、学校や教師は進学指導や生活指導において主導権を強めることとなった。戦後補習科は、戦前同様或いは戦前以上に社会的選別機能や保管機能を高める方向に向かうこととなり、結果的に生徒の学習権や選択権を狭めることとして作用することとなった。さらに、補習科生が本校出身者に限られていたため、補習科生の進学実績はそのまま学校全体の評価に繋がり、実績は学校の評価を高める一方で、機会均等や平等を求める側との乖離を深めることとなった。

戦後のこうした補習科が高校教育にとって欠くべからざるものとして誕生し、存続する可能性もあったと考えられる。新学制の基本は地方分権的なシステムが目指されており、そこでは公選制による教育委員会制度、学校独自の自由で特色あるカリキュラム編成、適格者主義によらない入学制度などが想定されていた。もし、当初の計画が実施に移されて今日に至っていたならば、生徒や地域の実状或いは生徒や地域の声を反映した個性的で特色ある高校が誕生していたはずである。そしてそこでは、中等教育における完成教育や個性の尊重と伸長のための教育が求められ、それが補習という教育や補習科という制度として誕生していた可能性もあったのではないだろうか。しかし、占領政策の終了とともにまもなく地方分権化は中央集権化に取って代われ、地域に根ざした民主的で個性的な教育の実現は大きく後退することとなった。そのため戦後補習科は、進学準備教育に偏したのものとして教育制度の範疇外に位置せざるを得なく、表

向きには学校教育活動には属さず、その運営はPTA活動の一環と位置づけられて、表と裏の使い分けがなされることによって存続を可能ならしめることとなった。

現在、高校は準義務教育とも言える状況にあり、高等教育機関への進学者も卒業者の半数に達しようとする状況にある。高校は従来にも増して、中等教育の完成教育の場としての意義や要請、また高等教育との連動に配慮した進学準備教育が求められているにもかかわらず、現実には完成教育のための教育(スル・プット)よりも出口指導(アウト・プット)に偏重した指導がなされているのが現実であり、そうした現状は補習科の廃止以前よりも以後においてより一般的となったばかりか、補習科廃止後は在校生指導に重心が移っていくこととなった。一方、高校の量的拡大とともに量的拡大をすすめた大学は、M・トロウのいうユニバーサル段階に入ろうとしており、補習教育(補完教育・治療教育・リハビリ教育などと呼ばれる)が欠かせない存在となりつつある。補習教育の必要が求められているのは大学ではなく、準義務教育化した高校においてであり、中等教育の完成教育の場として、同時に高等教育機関への進学準備教育の場としての「新しい補習教育」を必要とする状況が生まれていると言える。しかし、それは高校教育の抜本的改革との連動及び高等教育との接続関係の中で考えられるべきものであり、現行の補習科や普専科の意義や存在を単に認知することを意味するものではない。

今日の教育問題を考えるにあたって、補習科の問題が省みられることはほとんどない。その理由は、戦前の教育と戦後の教育は制度的にも法規等においても共通性や連続性を有していないと考えられており、戦前の補習科が今日の教育問題とは繋がっていないと考えられているからであろう。戦前の補習科は、教育制度全体の中にあっては僅かな分野を占めていたにすぎず、国家の教育政策とも合致していた。さらに、戦後旧制度が解体される以前に姿を消してしまっただけでなく、新制度の発足時に解体はもとより、議論の対象ともならなかったからであるからかもしれない。また、戦後の補習科についても、都会から姿を消してすでに30年以上が経過し、現存するものも西日本の地域の一部に限られており、その存在さえも知られることが少ないためではないだろうか。しかし、中等教育の完成教育としてのあり方、進学準備教育のあり方、学校や教師の指導の範疇や限界、さらには生徒の選択権等の問題において、現在の高校教育の在り方が真剣に問われる時代にあって、今日の問題が戦後の補習科問題はもとより戦前の補習科問題と共通性や関連性

を持つ点も少なくないといえる。

表1 補習科クラス数の推移

年度	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	計
クラス数	4	4	3	4	4	4	4	4	3	3	37

(『五十周年』都立小山台高校、1973、年表より作成)

表2 補習科担任一覧 (昭和33年度)

担任	学年			
	1	2	3	補
A	瀬戸	舞田	平井	鶴川
B	三橋	宮田	野々山	井沢
C	荒久保	塩野入	赤沼	瀬戸
D	原口	蛭川	川又	川又
E	井沢	青木	勢山	
F	鈴木	竹内	園山	
G	杉村	永見	落合	
H	牛田	不島	長瀬	

(『六拾周年記念誌』都立小山台高校 1983)

表3 補習科授業時間数

科目	昭和33年度		昭和34年度		昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度	
	1学期	2学期	1学期	2学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
英	8	8	10	10	10	10	10	10	11	11
数	8	8	8	8	11	15	11	10	12	10
国	5	5	5	5	7	7	6	6	7	7
物		2	2	2	2	2	2	2	2	2
化		2	2	2	2	2	2	2	2	2
生		1	2	2	2	2	2	2	2	2
社					0	0	1	1	1	1
日				1	2	1	1	2	1	2
世					2	2	2	2	1	2
人					1	1	1	1	1	1
その他	体育1									
計	22	26	29	30	39	42	38	38	40	40
テスト	1	1	1	1	教・国授業中テスト 英・国添削指導		3	3	3	3
備考	授業は午後4時間(1時~5時) 土曜は3時間		授業は午前10時半開始		本年より午前8時30分授業開始、本校の授業時間に従い、平日6時間、土曜4時間(その他テスト)、英・国・数Ⅰ・数Ⅱは全員必修を原則とする。数Ⅲおよび、理科・社会は各自の進路志望校・志望学科により自由選択する。					

(『六拾周年記念誌』都立小山台高校 1983)

注

- 1) 浦野東洋一『学校経営管理論』エイデル出版、1990、
p 4
 - (1) 複線型学校制度から単線型学校制度へ
 - (2) 義務教育年限の延長、教育機会均等の実現
 - (3) 中央集権の教育行政から地方自治の尊重、公選制教育委員会の設置へ
 - (4) 学問と教育の分離から教育における学問の自由の尊重へ
 - (5) 教育に対する不当な支配の禁止、教育における政治的・宗教的中立の確保
- 2) 『熊中熊高八十年史』熊本県立熊本高等学校、1986、
P832
- 3) 『八十周年記念誌』東京都立立川高等学校、1980、
P74
- 4) 『九十年誌稿』東京都立両国高等学校、1991、p54-56
- 5) 前掲『九十年誌稿』、p49
- 6) 『府立四中都立戸山高校百年史』東京都立戸山高等学校、1988、p 232
- 7) 『鏡ヶ丘百年史』青森県立弘前高等学校、1983、
p 360
- 8) 竹内洋『立身出世主義』NHKライブラリー、1997、
p 57
- 9) 前掲『府立四中都立戸山高校百年史』、p 232-233
- 10) 『五十周年』東京都立小山台高等学校、1973、104
- 11) 前掲『五十周年』、p 104、p 107
- 12) 前掲『五十周年』、p104
- 13) 『70年のあゆみ』東京都立新宿高等学校、昭和32
年の記録より
- 14) 前掲『五十周年』、p 104
- 15) 木村尚三郎“新しいエリートの養成を”（『理想』
理想社1979 No. 548）、p 110-113
- 16) 『東京都議会会議録』、第12号、1996
- 17) 前掲『府立四中都立戸山高校百年史』、p233
- 18) 『東叢新聞』東京都立上野高等学校、1995、p280
- 19) 『創立七十周年記念誌 うへの』東京都立上野高等
学校、1994、p84
- 20) 『岡山朝日高等学校沿革年表』岡山県立岡山朝日
高等学校同窓資料館資料、1999
- 21) 『創立70年史』岡山県立岡山操山高等学校、1969、
p369
- 22) 『創立十年誌』岡山県立岡山芳泉高等学校、1983、
p9-10
- 23) 『米子東高等学校専攻科要覧』、1999
『倉吉東高等学校専攻科要覧』、1999
- 24) 前掲『米子東高等学校専攻科要覧』『倉吉東高等学
校専攻科要覧』
『鳥取東高等学校専攻科要覧』、1999
米子東高校の平均倍率1.3倍、修了率95.4%、
退学率1.3%（最近10年間の平均）
倉吉東高校の平均倍率1.2倍、修了率95.4%、
退学率1.6%（最近5年間の平均）
鳥取東高校の平均倍率1.1倍、修了率90.0%、
退学率10.0%（最近10年間の平均）
- 25) 『日本海新聞』1998、9、27

Expansion and Changes in Upper Secondary Education

—History and Function of Supplementary Instruction

(HOSYU-KA) during Post War Era —

Hiroshi KASUGA

This investigation is about the history and function of supplementary instruction(HOSYU-KA) in Japan after the war. Education of Japan became democratic after the war. Its education system and law changed into a democratic one. But, the HOSYU-KA continued.

The main purpose of HOSYU-KA like the Pre War Era was to upgrade scholastic ability while HOSYU-KA was a formal function of the school during the Pre War Era, it became an informal function of the school during the Post War period. This was because the educational system and educational idea changed. However, the HOSYU-KA continued to exist. That explained the existence of strict control and competition in the educational system.

HOSYU-KA disappeared in 1960's as a result of the high school entrance examination reform. At present, only Kagawa, Okayama, Shimane, and Tottori prefecture remained to adopt HOSYU-KA. (HOSYU-KA was a specialty in Tottori prefecture) HOSYU-KA in these prefectures became a strong district education administration. Aside from upgrading scholastic ability, HOSYU-KA provided opportunities for students to disperse in various areas of specialization. It also served the safekeeping function of the school.

After HOSYU-KA disappeared, high school students were pressured to study harder. Still, like the Pre War Era, the teacher's opinion on the field of specialization a student must choose played an influential factor that are sought by parents. Another factor that HOSYU-KA revealed was that educational organization expanded making the government take control of the maintenance of the system while encouraging academic competition. Although educational system and educational laws in Pre War Era and Post War Period were changed, commonalities also exist.

At present, high school education in Japan became a semi-compulsory education. It is confronted with various problems and difficulties. Issues and problems revealed in the study of HOSYU-KA may provide essential suggestions and solution to the present educational problems of Japan.